

高知工業高等専門学校教育研究支援センター規則

制 定 平成 21 年 4 月 1 日
一部改正 平成 29 年 3 月 16 日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の教育研究に関する技術支援業務を行うため、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条第1項の規定に基づき、高知工業高等専門学校教育研究支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本校の技術支援業務に関する人的・物的資源を有効に活用することにより、技術に関する専門的業務を組織的かつ効率的に処理するとともに、センター所属職員の能力及び資質の向上をはかり、学生に対する実験・実習、卒業研究などの支援、教員の教育研究への支援、地域への技術支援など、本校の教育研究支援体制の向上に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育研究に関する技術支援の基本計画の策定に関すること。
- 二 学生の実験、実習、卒業研究の技術指導に関すること。
- 三 教育研究に関する技術支援に関すること。
- 四 地域への技術支援に関すること。
- 五 技術資料の作成、保管及び提供等に関すること。
- 六 機器等の保守・管理に関すること。
- 七 技術向上のための技術研修、技術発表会及び技術講演会等の企画・実施等に関すること。
- 八 所掌業務の調査統計及び諸報告に関すること。
- 九 その他本校にとって重要な技術的業務に関すること。

(技術班)

第4条 センターに、前条各号の業務を遂行するため、次の各号に掲げる技術班を置き各班に班長を置く。

- 一 第一技術班
 - 二 第二技術班
- 2 第一技術班は、主として機械系に関する業務を行うものとする。
 - 3 第二技術班は、主として電気情報、物質、環境都市デザイン系に関する業務を行うものとする。
 - 4 各班は、互いに連携し、一般科目及び複合・融合する分野間の技術支援等、効果的な運用を図るものとする。
 - 5 センターは、必要に応じてプロジェクトチームを組織し、特別な業務にあたることができる。

(組織)

第5条 センターは、次に掲げる職員をもって組織する。

- 一 教育研究支援センター長（以下「センター長」という。）
 - 二 副センター長
 - 三 技術長
 - 四 班長
 - 五 技術専門職員
 - 六 技術職員
- 2 前項に規定するもののほか、極めて高度な専門的技術を有する者を技術専門員として置くことができる。
 - 3 センター長は、本校教員のうちから校長が任命する。
 - 4 副センター長は学生課長をもって充てる。
 - 5 技術長は、技術専門員及び技術専門職員のうちから校長が任命する。
 - 6 班長は、技術専門職員のうちから校長が任命する。

(職務)

第6条 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を統括する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センターの事務を統括する。
- 3 技術長は、上司の命を受け、センターの業務を処理するとともに、技術班を統括、各班の業務の円滑な遂行に努め、必要な連絡調整の会を招集し、その議長となる。
- 。
- 4 班長は、上司の命を受け、センターの業務を処理するとともに、各班の業務の円滑な遂行に努め、必要な連絡調整を行う。
- 5 技術専門職員及び技術職員は、上司の命を受け、センターの業務を処理する。

(センター運営委員会)

第7条 センターの運営に関し、必要事項を審議するため、高知工業高等専門学校教育研究支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 センター長
 - 二 副センター長
 - 三 技術長
 - 四 校長が指名する教員若干名
 - 五 地域連携センター運営委員会委員の中から1名
 - 六 情報処理センター運営委員会委員の中から1名
 - 七 その他校長が必要と認める者
- 3 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 6 第4号、第5号、第6号の委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センターの利用)

第8条 センターの利用に関して必要な事項は、別に定める。

(センターの事務)

第9条 センターの事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は委員会において定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。